

宇和島市民協働のまちづくり推進指針

令和4年11月22日 現在 宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会

目次・・	・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
はじめに	こ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ
第1章	指針策定(改訂)の目的・・・・・・・3ページ
第2章	宇和島市の現状と課題
(1)	宇和島市の現状・・・・・・・・・・4ページ
(2)	NP0団体の現状 ・・・・・・・・・・4ページ
(3)	自治会の現状・・・・・・・・・・5ページ
(4)	企業・団体の現状・・・・・・・・5ページ
(5)	市民の現状・・・・・・・・・・・・・6ページ
(6)	課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7)	宇和島市の課題解決に向けた協働のイメージ・7ページ
第3章	協働の考え方
(1)	協働の領域・・・・・・・・・・・8ページ
(2)	協働の形態・・・・・・・・・・・9ページ
(3)	協働によって期待される効果・・・・・10ページ
(4)	協働のまちづくりのプロセス・・・・・・11ページ
第4章	協働を推進する体制づくり
(1)	協働のまちづくり推進体制の整備・・・・・12ページ
	協働のまちづくり推進体制の整備・・・・・12ページ 多様な主体との情報・意識の共有化・・・・12ページ
(2)	
(2)	多様な主体との情報・意識の共有化・・・・12ページ
(2)	多様な主体との情報・意識の共有化・・・・12ページ 多様な主体との協働によるまちづくりの担い手 の育成・・・・・・・・・・・12ページ

(一市長の思い・方向性について記載-

# 

多くの地域では福祉、産業、環境など、様々な分野で担い手不足が顕著で、 地域の活力の低下や持続可能な活動に対する影響が危惧されております。

そのため、これまでより一層の危機感を持ち、「多様な主体(<u>※'</u>)」が 一体となって、「協働のまちづくり」に取り組んでいかなければなりません。 「協働のまちづくり」とは、異なる発想と行動力を持つ「多様な主体」が、 お互いの役割と責任を意識し、住みやすい宇和島市を協力してつくっていく ことです。

本市でも、既に地域の居場所づくりや自主防災活動で実践されていますが、地域の課題解決という目的の達成のため、多様な主体が持てる力を発揮すると共に、近年では、ICT(情報通信技術)やDX(デジタルトランスフォーメーション)といったデジタル技術によって、これまでとは異なる手法によるまちづくりが各地で取り組まれています。

本指針は、全ての多様な主体が、互いに信頼できる関係を築き、それぞれの特色や個性を生かしながら、まちづくりのために協力・連携していく際の基本的な考え方を示すものです。これまで培ってきた協働を更に推進し、住みやすい「宇和島市」の実現の一助となることを願います。

令和5年〇月 宇和島市長 岡原 文彰

#### ※' 多様な主体

本指針の中で「多様な主体」とは、市民( $\underline{\aleph}^{*}$ )、行政、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、中間支援組織( $\underline{\aleph}^{*}$ )、外部人材( $\underline{\aleph}^{*}$ )、企業・団体等をいいます。(いわゆる「関係人口」も含まれます)

#### <u>※ 市民</u>

本指針の中で「市民」とは、市内に居住する人、市内に通勤し、又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人をいいます。

#### ※ 中間支援組織

本指針の中で、「中間支援組織」とは、協働を推進する上で、「多様な主体」同士の活動を支援する組織をいいます。

#### ※4 外部人材

本指針の中で「外部人材」とは、専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材をいいます。

# 第1章 指針策定(改訂)の目的

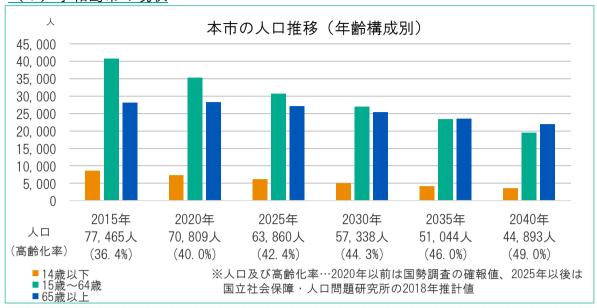
本市では、平成21年(2009年)に策定した「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」を市政運営の基本方針のひとつとして取り組んできましたが、策定されてから13年が経過しており、現状に即した協働の在り方に見直すことといたしました。

近年、人口の減少と少子高齢化がかつてない勢いで進行するとともに、市民生活や価値観の変化に伴い、市民のニーズは複雑多岐に及んでいます。

また、多くの地域では福祉、産業、環境など、様々な分野で担い手不足が顕著で、地域の活力の低下や持続可能な活動に対する影響が危惧されております。

本指針により、全ての世代の人が協働の担い手であることを自覚していただくとともに、市民をはじめとした多様な主体が、それぞれの得意分野を生かし、互いに助け合うための考え方の基本的事項(協働の考え方、協働を推進する体制づくり)の共有化を図ることを目指しています。

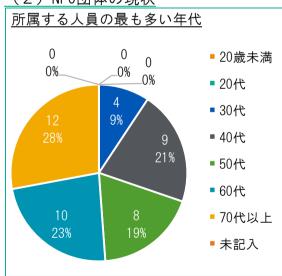
# (1) 宇和島市の現状

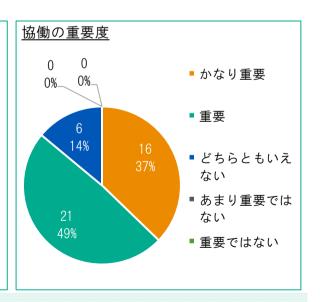


若年者を中心とした人口流出と少子高齢化による人口減少が進行しています。 このことは、地域コミュニティの活力低下に繋がっており、地域コミュニティを 維持すること自体も困難な状況になりつつあります。

また、地域課題に対応した各種NPO・ボランティア団体が誕生する中、高齢化が進み、活動が困難となっている団体も見受けられます。

### (2) NP0団体の現状



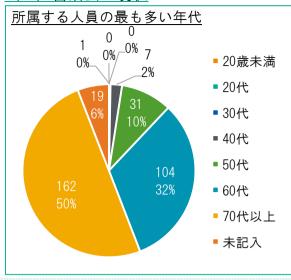


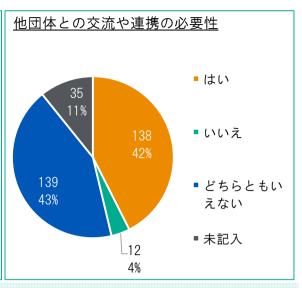
NPO団体に実施したアンケート結果では、所属する人員の最も多い年代は、「70代以上」が最も多い回答結果となっています。

また、行政・他機関との協働については、「かなり重要・重要」が、最も多い回答結果となっています。

これらの回答結果から、NPO・ボランティア団体における地域課題の解決のための活動を推進するためには、担い手確保・人材育成及び行政・他機関との協働が重要であることが伺えます。

### (3) 自治会の現状

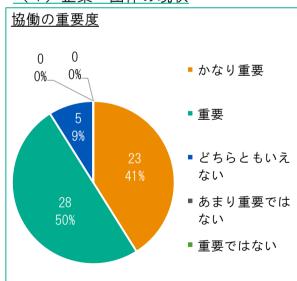


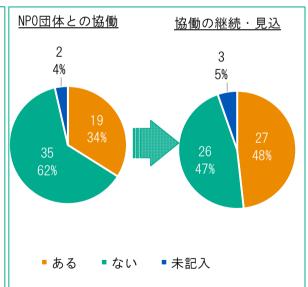


自治会に実施したアンケート結果では、全ての地区(宇和島・三間・吉田・津島)で、所属する人員の最も多い年代は、「70代以上」が最も多い回答結果となっています。また、他団体との交流や連携の必要性は、回答があった324自治会の内138自治会が、「必要がある」と回答しています。

これらの回答結果から、自治会における地域課題解決のための活動を推進するには、自治会と行政・他機関との協働が重要であることが伺えます。

### (4)企業・団体の現状

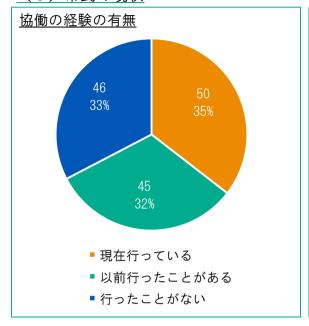


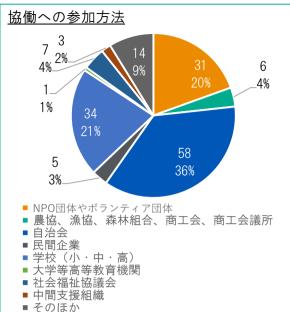


企業・団体に実施したアンケート結果では、協働の重要度は、「かなり重要・重要」が多い回答結果となっています。また、NPO団体等との協働は、現在、協働の経験が「ある」と回答した企業・団体よりも、今後、協働の継続・見込みが「ある」との回答の方が多い結果となっています。

これらの回答結果から、企業・団体における地域課題解決のための活動を推進するには、企業・団体と行政・NPO団体との協働が重要であることが伺えます。

### (5) 市民の現状





市民(オンライン)に実施したアンケート結果では、協働の経験は、「現在行っている・以前行ったことがある」が多い回答結果となっています。

協働への参加方法は、「自治会」を通じてと回答した人最もが多く、次いで、「NPO団体やボランティア団体」「学校」を通じた参加が多くなっています。

市民の協働に関する意識として、協働への関心が高いほか、身近な団体を通じて協働の取り組みに参加している人が多い結果となっています。

これらの回答結果から、市民における地域課題解決のための活動を推進するには、「自治会」を通じた協働が重要であるとともに、NPO団体やボランティア団体・学校等を通じた協働のきっかけづくり・情報の提供が重要であることが伺えます。

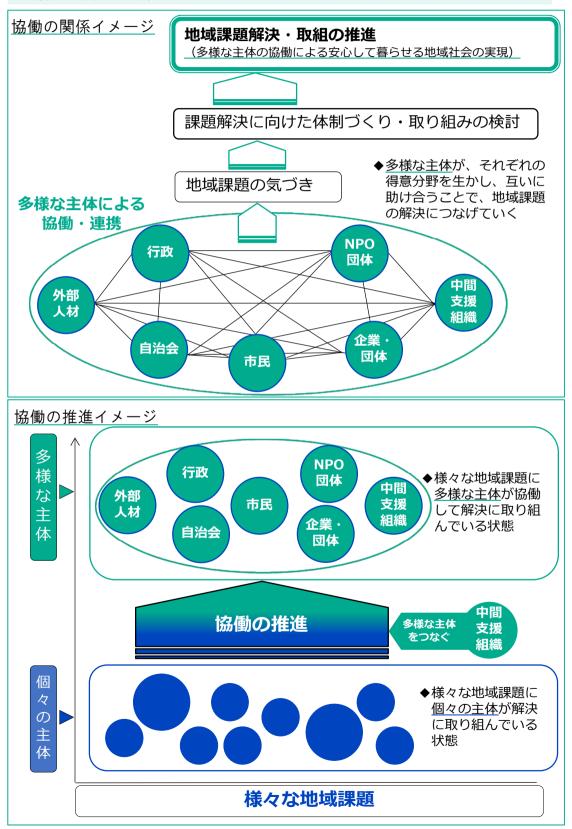
### (6)課題

(1) 宇和島市の現状から(5) 市民の現状を踏まえ、近年、様々な地域課題が顕在化していく中で、地域課題の解決のためには、「多様な主体」が担い手として互いに助け合い、「協働のまちづくり」を推進していく必要があります。

そのためには、「多様な主体」が互いに支え合いながら協働できる体制の 確立を図る必要があります。

### (7) 宇和島市の課題解決に向けた協働のイメージ

多様な主体が協働することによって、地域が抱える様々な地域課題の 解決を図ります。



### (1)協働の領域

### ①協働とは

「多様な主体が、互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協力して活動すること」です。互いの特性を認め、対等な立場で主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり連携して活動を行うことが重要です。そして、社会貢献活動に関心を持つ企業等も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

#### ②協働の目的

宇和島市の恵まれた自然と共生し、地域特性を生かしたまちづくりを推し進めるために、地域に関わる多様な主体が互いに助け合う体制の形を図り、地域の特性を生かしたまちづくりを推し進めます。

#### ③協働の役割

協働を推進するために、多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら、特性 を活かして主体的・積極的に取り組むことが重要です。

市民

•持っている知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用し、地域課題の解決やまちづくりに向け主体的に取り組む。

行政

- ・広報誌やホームページ・SNS等の内容充実及び懇談会やタウンミーティング、パブリックコメント等を通じ、多様な主体との情報・意識の共有化を図る。
- ·協働によるまちづくりの担い手育成、支援等についての仕組みを整備する。
- ・協働のまちづくりのための方策の立案(各種計画等)を図る。

地縁組織(自治会等)

- ·個人では解決が困難な地域に密着した課題を解決するため、様々な団体や人材が協働してネットワークを強化するとともに様々な活動に取り組む。
- ・地域の活動に市民の参加を促す。

NPO・ボラ ンティア 団体

- ・専門性を発揮し、主体的に公共的課題やまちづくりに取り組む。
- ・市民の活動参加のきっかけを提供する。
- ・自治会や他団体との連携により、活動内容や機能を高める。

中間支援組織

- ・地域課題解決のため、多様な主体との間で情報収集・提供を行う。
- ·NPO・ボランティア団体等の活動支援を行い、協働の中で活動を実施し、地域 ネットワークの強化を図る。
- ·協働の担い手となる人材の育成に積極的に取り組み、協働のまちづくりへの 参加意識を高める。

外部人材

·専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決 に向けた地域活動の支援に取り組む。

企業・団体 (教育機関)

- •地域の一員として、積極的にまちづくりに参加する。
- ・従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備し、地域課題解決型の活動に対して、人的な支援のほか持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援する。

# ⑤協働の領域図

市民や行政がそれぞれ主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり 連携して行う活動があります。そして、社会貢献活動に関心を持つ企業等も協働に 参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

【市民の領域】		協働の領域		【行政の領域】
A	В	С	D	E
市民の責任と主 体性によって独 自に行う領域	もとに行政の協	市民と行政がそ れぞれの主体性 のもとに協力し て行う領域		体性によって独

<sup>※</sup>ここでいう市民とは、市民、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、中間支援 組織、外部人材、企業・団体等のことを指します。

### (2)協働の形態

市が市民や自治会、NPO団体、中間支援組織、外部人材、企業等との協働により推進 するまちづくりの形態は、次に掲げるように様々なものがあります。また、事業の内 容や目的に応じて最もふさわしい形態で実施することが重要です。

協働の形態	内 容	領域
民間同士 の連携	地域課題の解決に向けた自らの意思による地域行事・活動へ の参加 (例:清掃活動、お祭りイベント等など)	A
補助 · 交付金	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に市が 支援を行う形態 (例:地域づくり交付金など)	В
後援	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に、市が後援名義の使用を認め、事業を後押しする形態 (例:NPO団体等が主催する地域イベントなど)	В
共催	自治会やNPO・ボランティア団体等と市が共に主催者となり、 事業を行う形態 (例:シンポジウムなどの共同開催など)	C
事業協力 ・支援	自治会やNPO・ボランティア団体等と市等が、一定期間継続的な関係で協力し合う形態 (例:包括連携協定など)	C
情報提供· 情報共有	それぞれが持つ情報を提供し合い、活用する形態 (例:情報共有会議の開催・参加など)	C
実行委員会	自治会やNPO・ボランティア団体等と市が実行委員会を組織し、 事業を行う形態 (例:イベント実行委員会など)	C
政策提言	自治会やNPO・ボランティア団体等が持つ専門知識などから生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる形態(例:各種審議会など)	D
委託	より効果的に事業を実施するため、優れた特性を持つ自治 会・NPO・ボランティア団体等に市の事業を委ねる形態 (例:業務委託など)	D
行政同士 の連携	共通課題の解決のために、行政同士が連携する形態 (例:広域連携、カウンターパートなど)	E

### (3)協働によって期待される効果

互いの力を出し合い、それぞれの特性や得意分野を生かすことで、地域課題の 解決の取り組みが、円滑に進みやすくなります。

また、お互いの持つ強みやネットワークを利用することで、幅広い分野で事業や施策に取り組むことができ、より効果的に地域課題の解決に結びつけることができます。

#### 期待される効果

- ・地域課題について、市民目線で主体的に取り組むことで、自分達に あった課題解決の取り組みを進めることができる。
- •多種多様な知識や経験を持つ人、団体等との交流によって、活動の場や生きがいの場が拡がる。
- •多様化・複雑化する地域における課題を把握することができ、効果 的な施策の立案、公共サービスの提供につなげることができる。
- ・地域コミュニティの活動において、多様な主体と連携した活動を進めることで、より地域で暮らす身近な人々が暮らしやすくなる。
- •団体は理念等を効果的に実現できるとともに、多様な主体とのネットワークによって、活動に関する関心・認知度が高まり、幅広い活動が期待できる。
- ・多様な主体との間で情報の収集・提供を行うことができ、地域課題解決のための支援・受援を効果的に推進することができる。
- ・各主体の活動の限界を補完(※5)することで、多様化・複雑化する 地域課題への対応に繋がる。
- •異なる発想と行動力を持つ多様な主体が、協働という手法によって、相互の理解を深めることができ、お互いの団体の活動の活性化に繋げることができると共に、相手の立場に立ち地域課題に向き合うことで、意識の向上に繋がる。

#### ※5 補完

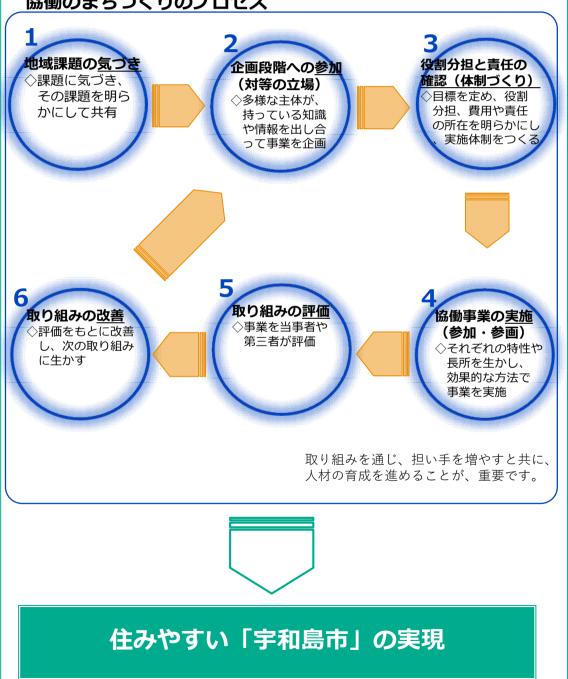
本指針の中で「補完」とは、個人で解決できる課題は個人が、個人で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組みを構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むことをいいます。

# (4)協働のまちづくりのプロセス

協働の手法を用いた進め方については、以下のとおりです。

多様な主体の協働により、あくまでも対等の立場で、地域の課題や事業の 目的を共有し、それぞれの得意分野を生かし、より効果が期待できる取り組 みを進めることが大切です。

# 協働のまちづくりのプロセス



# 第4章 協働を推進する体制づくり

### (1)協働のまちづくり推進体制の整備

多様な主体が、協働のまちづくりの理念を理解し、より良いまちづくりに向けて、それぞれの主体性に基づき、自発的かつ協力的活動を推進することができる環境づくりに取り組みます。

### ①市職員の意識強化

研修会の開催、地域で実施されている地域活動への参加により、地域課題解決のヒントやまちづくりに関する意識改革・強化を図ると共に、協働の意識の醸成に努めます。

(地域活動への参加、地域づくり担当職員等)

### ②市民・NP0団体・企業・団体等と行政の意識共有

- ・地域課題解決のために多様な主体が参加している、情報共有会議(牛鬼会議等)への参加により、意識共有を図ります。
- ・青少年育成事業(ホリバタ事業)を通じて、若い世代との交流・連携を 図ります。

### ③財政支援・制度の検討

- ・地域課題の解決やまちづくりを行うNPO団体等による自主的、主体的な活動に対し、各種補助制度による支援を行います。
- ・協働のまちづくりを推進していく上で必要な各種支援制度の創設を検討 します。

### ④市の体制強化

多様な主体が、協働の提案や相談を行い、幅広く地域課題や地域資源、 人材等の情報を集約するとともに、様々な人や組織と情報を共有すること で、地域課題の解決を推進することができる体制づくりに取り組みます。

### 第4章 協働を推進する体制づくり

### (2) 多様な主体との情報・意識の共有化

多様な主体が、地域課題の解決に向けてお互いに持っている情報を分かり やすい形で積極的に提供し、共通理解を深め、意識の共有化を図ることに よって、相互の信頼関係を構築していきます。

### ①情報収集・提供と共有化

市政に関する行政情報や地域情報を、広報誌やホームページ、SNS等の各広報媒体を活用し、分かり易く市民に提供します。

### (3) 多様な主体との協働によるまちづくりの担い手の育成

多様な主体による協働の取り組みを広げていくには、地域のニーズの把握、 事業の構築、担い手の育成等を推進することが大切です。

また、協働を実現するためには、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる団体・人材が求められています。

協働のまちづくりに係わる団体・人材の育成には時間が必要であり、協働 事業を一つ一つ積み重ねていく中で、担い手の育成に努めます。

# ①中間支援組織の育成支援

多様な主体が連携し、本市における地域課題に関する様々なニーズに対応すると共に、中間支援組織としての役割を果たし、平時より市内外の関係機関と市内の課題を共有し、市内NPO団体の連携強化を図ることができる体制構築を図るため、中間支援組織の育成支援を実施します。

# ②青少年市民活動拠点の機能強化

青少年育成に関する活動拠点である青少年市民協働センター(ホリバタ) の拠点機能の強化・充実に取り組みます。

# 用語集

名称	説明
NPO法人	NPO とは、Non(非)Profit(利益)Organization(団体)の略で、営利を目的としない民間の団体(組織)のこと。特定非営利活動促進法により認定されたNPO 法人格を取得すると、法人名で契約や登記が出来るメリットがあるが、法人としての納税義務や活動内容、組織形態などの一定の要件を満たす必要があるなど義務も生じる。「非営利」とは、利益を得ることを目的としないこと。無償あるいは収益事業を全く行わないという意味ではない。活動資金としての会費や寄付金を集める以外に、社会貢献活動とは別に収益事業を行うこともでき活動に対する対価をもらうことも差し支えない。事業で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の社会貢献活動資金に回すのであれば、営利を目的としない団体といえる。
外部人材	本指針の中で「外部人材」とは、専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材。
協働	同じ目的のために、協力して働くこと。 本指針における協働とは、多様な主体が互いに共通する課題の 解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協 力して宇和島市の課題解決に取り組んでいくこと。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。この指針でいう「地域コミュニティ」とは、住みよい地域環境をつくるために、地域住民が日常生活に関わる事業や活動などをお互い連帯感や信頼感を築きながら取り組んでいく、地域社会のこと。
市民	本指針の中で「市民」とは、市内に居住する人、市内に通勤し、 又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人。
社会貢献活動	法人または団体、個人による公益或いは公共益に資する活動一般を意味し、はじめから社会に資することを目的として行う直接的な社会貢献と、特定の事業や行為をすることが結果として社会貢献につながる間接的な社会貢献とがある。

# 用語集

名称	説明
主体性	自分の意志・判断によって、自ら責任をもって行動する態度の あること。
多様な主体	本指針の中で「多様な主体」とは、市民、行政、自治会等の地 縁組織、NPO・ボランティア団体、中間支援組織、外部人材、企 業・団体等。
中間支援組織	本指針の中で「中間支援組織」とは、協働を推進する上で「多様な主体」同士の活動を支援する組織。
補完	本指針の中で「補完」とは、個人で解決できる課題は個人が、 個人で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組み を構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むこ と。
まちづくり	この指針でいう「まちづくり」とは、道路・橋・公園等の街並み整備だけを意味するものではなく、地域の課題である「防災・環境・福祉・文化・スポーツ等」の地域課題に行政と地域住民が一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域コミュニティづくりであり、地域を暮らしやすくする様々な活動全般を示すもの。
ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology)の略。IT(情報技術:Information Technology)もほぼ同義として用いられるが、ICTにはネットワーク通信による多様なコミュニケーションの実現の概念が含まれている。
DX	デジタルトランスフォーメーション「Digital Transformation」(デジタル変革)の略称。「Trans」には「超え る、横切る」といった意味があり、ほぼ同義の「Cross」が省略 されて「X」と表記されることから、「Trans」も「X」で代用さ れ、DXと略されている。